

### 3 南海トラフ地震臨時情報発表時

#### (1) 始業前に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されている場合

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が午前6時時点で発表されている場合には、幼稚園・小学校・中学校とも休校（園）とします。

イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が午前6時時点で発表されている場合には、幼稚園・小学校・中学校とも、注意対応をとりながら、通常通りの活動としますが、状況に応じて、休校等の措置をとる場合があります。

#### (2) 始業後に南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、原則として直ちに授業を中止し、避難行動を開始します。下校させる場合は、通学路の安全を確認した後、集団下校や保護者への引き渡し等の対応をとり、速やかに園児・児童・生徒を帰宅させます。ただし、状況によっては、学校長の判断により、一時下校（園）を見合わせる場合があります。

イ 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震注意）が発表された場合には、注意対応をとりながら、通常通りの活動としますが、状況に応じて、避難行動等をとります。

### 4 全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

#### (1) 始業前に全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

・全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた場合は、登校（園）を見合わせ、自宅待機とします。

・ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、学校からの情報伝達を待って、登校（園）します。

・ミサイル領土内、領海内落下情報が発表された時は、幼稚園・小学校・中学校とも自宅待機とします。桑名市災害対策本部により、登下校（園）の安全が確認でき次第、学校からの情報伝達を待って、登校（園）再開となります。

#### (2) 始業後に全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた場合

・全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達がおこなわれた時は、授業を中断し安全を確保します。

・ミサイル通過情報、ミサイル領海外落下情報を確認した後、安全を確認し、授業を再開します。

・ミサイル領土内・領海内落下情報が発表された時は、授業は再開せず、追加情報を待ち、状況に応じ、集団下校や保護者への引き渡し等の下校措置を行います。

※全国瞬時警報システム（Jアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用されます。弾道ミサイルが発射されるという情報だけでは、全国瞬時警報システム（Jアラート）が使用されることはありません。

### 5 熱中症特別警戒アラート等が発表された場合

14時に熱中症特別警戒アラートが発表された場合及び14時の時点で翌日の9時から15時までの間に桑名市で暑さ指数（WBGT）35以上の予測値が発表された場合は、その翌日を臨時休校（園）とする。

※環境省ホームページにて、14時に翌日の「各地点暑さ指数」が発表され、県内すべての観測地点で暑さ指数が35以上となった場合、県下に「熱中症特別警戒アラート」が発表されます。

※上記の内容につきましては、桑名市ホームページ>防災>風水害に備えてにも記載しております。

※運用開始 令和6年8月26日（改訂）※問い合わせ先：

1～4 桑名市教育委員会事務局 学校支援課 0594-24-1241

5 教育総務課 0594-24-1250

